

証券コード 3271
平成30年9月11日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社THEグローバル社
代表取締役社長 永 嶋 秀 和

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年9月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ホールA・B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第8期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 定款一部変更の件 |

以 上

お土産配布の中止について

本総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.the-g.co.jp/>）に掲載させていただきます。

法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（<http://www.the-g.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表 (2) 計算書類の個別注記表

したがって、本提供書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

事業報告

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるものの、雇用情勢、所得環境の改善等の継続を背景に、景気は緩やかな回復基調が続いております。

当社グループが手がけるホテル業界におきましては、新規開業等による客室の増加や仕入れ環境の競争は増しておりますが、アジアを中心とした訪日外国人数が過去最高を更新し、宿泊需要は堅調に推移しております。また、新たに掲げられた「観光をわが国の基幹産業へ成長させ、日本経済を牽引する」との政府の観光政策では、2030年には訪日外国人観光客数6,000万人が目標に掲げられ、ビザ発給要件緩和や民泊サービスへの対応等に向けての取組が行われ、観光立国に向けて、ホテル業界の活性化にも期待が高まっております。

当社グループでは、東京都内においてビジネスホテル2棟の引渡しを行いました。京都においては、5物件プロジェクト「ENSO ANGO」を売却、引渡すと同時に賃借し、ホテル経営及び運営業務の開始準備を進めております。運営業務については、株式会社グローバル・ホテルマネジメントが一部出資した「アンゴホテルズ株式会社」が行ってまいります。

また、「ENSO ANGO」に続く、京都市内での“ディスパースト・ホテル（分散型ホテル）”開発用地及び、地方主要都市のホテル開発用地の仕入を積極的に行いました。

不動産業界におきましては、継続する用地価格及び建築費の高騰を背景に、分譲マンション市場では、2018年上半期（1月～6月）首都圏の供給戸数は1万5,504戸と前年同期比5.3%増え、上期としては2年連続の増加となりました。初月契約率は、継続する販売価格高騰から66.7%にとどまりましたが、都区部においては70.3%と販売の好不調の目安となる70.0%を超えました。戸建市場において、供給戸数はほぼ横ばいに推移する中、販売価格が上昇傾向に転じ、契約率が減少しております（不動産経済研究所調べ）。

投資用不動産市場では、個人及び機関投資家、海外投資家の需要は旺盛な状況が継続しております。

このような状況下、当社グループにおきましては、引続き都心部を中心とした、実需用コンパクトマンション、投資用ワンルームマンション用地の仕入、開発・販売を行うとともに、厳選した立地条件での戸建用地、収益（アパート等）用地の仕入・開発に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高38,742百万円（前期比23.4%増）、営業利益4,157百万円（同126.2%増）、経常利益3,261百万円（同122.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,005百万円（同111.1%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より経営管理区分を見直した結果、従来の「マンション事業」に含めていた「ホテル事業」を報告セグメントとして記載する方法への変更等をしております。これにより、報告セグメントを、従来の「マンション事業」、「戸建事業」、「販売代理事業」、「建物管理事業」の4事業区分から、「マンション事業」、「ホテル事業」、「戸建事業」、「販売代理事業」、「建物管理事業」の5事業区分に変更しております。

また、売上高の金額につきましては、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。
[マンション事業]

マンション事業におきましては、「ウィルローズ田端」、「ウィルローズ王子」、買取再販等、合計151戸の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高7,224百万円（前期比60.8%減）、営業利益455百万円（同73.9%減）となりました。

[ホテル事業]

ホテル事業におきましては、「京都5物件、ENSO ANGO」、「東上野プロジェクト」、「清水五条プロジェクト」等、合計9棟（530室）の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高18,828百万円（前期は売上高1,466百万円）、営業利益4,323百万円（前期は営業損失57百万円）となりました。

[戸建事業]

戸建事業におきましては、「練馬区高野台2期プロジェクト」、「小金井市東町プロジェクト」、「厚木市栄町プロジェクト」等、分譲262戸、請負工事30戸、計292戸の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高11,786百万円（前期比11.8%増）、営業利益468百万円（同7.9%増）となりました。

[販売代理事業]

販売代理事業におきましては、自社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部54物件148戸、東京都下25物件76戸、神奈川県13物件60戸、埼玉県7

物件 8 戸、千葉県 9 物件 32 戸、その他 2 物件 3 戸、合計 110 物件 327 戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高 485 百万円（前期比 49.8% 減）、営業損失 63 百万円（前期は営業利益 241 百万円）となりました。

〔建物管理事業〕

建物管理事業におきましては、平成 30 年 6 月 30 日現在のマンション管理戸数が前連結会計年度末に比べ 68 戸増加し、3,396 戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高 427 百万円（前期比 3.3% 増）、営業利益 60 百万円（同 4.8% 減）となりました。

〔その他〕

その他としましては、不動産賃貸事業及びゴルフ練習場運営等による収入であります。

以上の結果、当セグメントの売上高は 132 百万円（前期比 156.0% 増）、営業利益は 56 百万円（前期は営業利益 3 百万円）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度におきまして、収益用不動産として、商業ビル（茨城県水戸市）1,476 百万円を取得しました。

③ **資金調達の状況**

株式会社 THE グローバル社第 3 回無担保社債の発行により 1,000 百万円の資金調達を行いました。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (平成27年6月期)	第6期 (平成28年6月期)	第7期 (平成29年6月期)	第8期 (当連結会計年度) (平成30年6月期)
売上高(千円)	27,478,515	25,800,980	31,404,690	38,742,724
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	309,566	944,339	949,782	2,005,303
1株当たり当期純利益(円)	23.52	71.46	70.56	148.73
総資産(千円)	22,170,444	26,802,055	32,633,166	45,889,952
純資産(千円)	5,983,742	6,740,363	7,511,749	9,320,014
1株当たり純資産額(円)	447.87	498.18	552.34	684.51

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバル住販	463,810千円	100.0%	不動産販売代理他
株式会社グローバル・エルシード	100,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ハート	50,000千円	100.0%	不動産管理他
株式会社グローバル・キャスト	200,000千円	100.0%	不動産売買他

(4) 対処すべき課題

今後当社グループを取り巻く外部環境は、用地取得競争による地価及び建築費の高騰や今後の消費税増税を控え不透明な状況にあります。住宅支援政策の継続、低金利、また、東京オリンピックに向け訪日外国人数は増加しており、景気は底堅く推移していくと期待されます。

これらの状況を踏まえ、当社グループといたしましては、「事業の強化と拡充」を掲げ、既存事業におけるイノベーションと新たなビジネスの可能性を調査検討し、収益獲得機会の拡大を図り、持続的な成長を遂げてまいります。

ホテル事業については、マンション事業で培ったノウハウをいかし、「ブティックホテル」、「ドミトリ」といった日本では数少ないスタイルのホテル形態をベースに、コンセプト・企画・デザイン等で差別化を図った開発を行い、京都・東京エリアの他、地方主要都市へとエリアの拡大を図ってまいります。また、体験価値を提供するホテルとしてファンを増やし、安定的に稼働率を上げ、株式会社グローバル・ホテルマネジメントのホテル運営によるフィー収入を積み上げることで、より安定した収益体制を確立してまいります。

マンション事業については、用地仕入価格及び建築費の高騰に加え、お客様のニーズは多様化しております。明確な商品企画と更なるデザインの向上をすることで、お客様のニーズを的確にとらえた商品提供を目指してまいります。特に、シングル及びDINKS向けに通勤利便性の高いコンパクトマンションを開発してまいります。

戸建事業については、建築コストの見直し、販売の強化などにより、更なる拡大を図ってまいります。

投資用物件については、クラウドファンディングの利用による販売の小口化により、新たな顧客開拓を行い、グループ全体のイノベーションを図ってまいります。

また、新規事業として、成長性・安定性・リスク等を勘案し、グループリソースを活用し事業シナジーが見込める新規事業機会の創出に取り組み、市場環境の変化にも対応できる安定的な事業基盤の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

事業	主 要 な 取 引
マ ン シ ョ ン 事 業	マンションの企画・開発・分譲等
ホ テ ル 事 業	宿泊施設等の企画・開発・分譲・運営等
戸 建 事 業	戸建の企画・開発・分譲及び請負工事、土地分譲
販 売 代 理 事 業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建 物 管 理 事 業	分譲マンション等の管理業務

(6) 主要な事業所（平成30年6月30日現在）

当 社	本社：東京都新宿区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル 住 販	本社：東京都新宿区 仲介センター：東京都中央区、東京都墨田区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ エ ル シ ード	本社：東京都新宿区 支店：京都府京都市
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ ハ ー ト	本社：東京都新宿区
株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ・ キ ャ ス ト	本社：東京都新宿区（登記上の本店：埼玉県所沢市） 支店：東京都墨田区、東京都町田市、埼玉県さいたま市
株式会社グローバル・ホテルマネジメント	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況（平成30年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
マ ン シ ョ ン 事 業	23名（1名）	3名増（4名減）
ホ テ ル 事 業	10名（10名）	10名増（10名増）
戸 建 事 業	51名（2名）	－（2名増）
販 売 代 理 事 業	41名（16名）	16名減（9名減）
建 物 管 理 事 業	12名	4名増
全 社 （ 共 通 ）	25名（4名）	5名減（4名増）
合計	162名（33名）	4名減（3名増）

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 「マンション事業」に含めていた「ホテル事業」を、当連結会計年度より報告セグメントとして記載する方法への変更等をしております。

② 当社使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
13名	－	47.4歳	5.5年

- （注） 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	3,700,000千円
株式会社りそな銀行	3,679,078千円
株式会社きらぼし銀行	2,835,100千円
株式会社みずほ銀行	1,794,900千円
三井住友信託銀行株式会社	1,298,000千円
オリックス株式会社	1,261,125千円
株式会社関西アーバン銀行	988,000千円
株式会社静岡中央銀行	925,000千円
城北信用金庫	879,000千円
株式会社第四銀行	807,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,517,400株（自己株式76株を含む）
（注）ストックオプションの権利行使により、発行済株式の総数は、48,800株増加しております。
- ③ 株主数 11,326名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
永 嶋 秀 和	2,395,600株	17.72%
E F G B A N K A G	1,030,000株	7.62%
株 式 会 社 ワ イ エ ム エ ス デ ィ ー	400,000株	2.96%
株 式 会 社 3 H ・ ト ラ ス ト	400,000株	2.96%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	387,800株	2.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	368,000株	2.72%
永 嶋 康 雄	241,300株	1.79%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 □)	209,100株	1.55%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 □)	200,500株	1.48%
L G T B A N K L T D	194,900株	1.44%

（注）持株比率は、自己株式（76株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成22年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回）

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき1,332円
- (2) 新株予約権の行使金額 1株につき287円
- (3) 新株予約権の行使期間 平成24年10月1日から
 平成32年7月14日まで
- (4) 新株予約権の行使の条件
 - イ 当社普通株式の普通取引終値が550円以上、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400百万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。

(5) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	1,110個	普通株式 444,000株	4名

平成22年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権（第5回）

- (1) 新株予約権の払込金額 払込みを要しない
- (2) 新株予約権の行使金額 1株につき313円
- (3) 新株予約権の行使期間 平成24年7月30日から
平成32年7月14日まで
- (4) 新株予約権の行使の条件
 - イ 当社普通株式の普通取引終値が550円以上、かつ、平成23年6月期及び平成24年6月期の監査済みの当社連結損益計算書における当期純利益がどちらも400百万円を超えた場合、本新株予約権を権利行使できる。
 - ロ 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。
 - ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ニ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該行使時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ホ 各新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 当社役員の保有状況

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	210個	普通株式 84,000株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	永 嶋 秀 和	株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役会長 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 株式会社グローバル・ホテルマネジメント取締役 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director 株式会社グローバル投資顧問取締役
取 締 役	永 嶋 康 雄	株式会社グローバル・エルシード代表取締役社長
取 締 役	奥 田 晃 久	株式会社グローバル住販代表取締役社長
取 締 役	吉 田 修	管理部長 株式会社グローバル住販取締役財務経理部長 株式会社グローバル・エルシード取締役管理部長 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役管理部長 株式会社グローバル・ホテルマネジメント取締役 株式会社イタルグルメ取締役 アンゴホテルズ株式会社取締役
取 締 役	岡 田 一 男	経営企画室長 株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・エルシード取締役 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 アンゴホテルズ株式会社監査役
取 締 役	辻 村 茂	－
取 締 役	北 村 章	－
常 勤 監 査 役	三 枝 龍 次 郎	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役 株式会社グローバル・ホテルマネジメント監査役 株式会社グローバル投資顧問監査役
監 査 役	後 藤 勇	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役
監 査 役	岡 崎 鶴 男	株式会社グローバル住販監査役

- (注) 1. 取締役辻村茂氏及び北村章氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役三枝龍次郎氏、監査役後藤勇氏及び監査役岡崎鶴男氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、辻村茂氏、北村章氏、三枝龍次郎氏、後藤勇氏、岡崎鶴男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	134,160 (10,200)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	18,800 (18,800)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	152,960 (29,000)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役及び監査役の報酬額は、平成23年9月28日開催の第1期定時株主総会の決議により、それぞれ年額500,000千円以内及び年額50,000千円以内と定められております。
 3. 取締役永嶋康雄氏は、当社連結子会社株式会社グローバル・エルシードの代表取締役社長、奥田晃久氏は当社連結子会社株式会社グローバル住販の代表取締役社長として、それぞれ各社から役員報酬を受け取っていることから、上記の対象となる役員の員数には含めておりません。

④ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 常勤監査役三枝龍次郎氏は、連結子会社である株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ホテルマネジメント及び株式会社グローバル投資顧問の監査役であります。監査役後藤勇氏は、連結子会社である株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート及び株式会社グローバル・キャストの監査役であります。
 監査役岡崎鶴男氏は、連結子会社である株式会社グローバル住販の監査役であります。

□ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 辻 村 茂	当事業年度に開催された取締役会31回すべてに出席し、主に会社経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 北 村 章	平成29年9月26日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回すべてに出席し、主に会社経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役 三 枝 龍次郎	当事業年度に開催された取締役会31回のうち29回に出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。常勤監査役として取締役の業務執行を監査し、取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、内部統制の構築、運営について取締役の業務執行上の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 後 藤 勇	当事業年度に開催された取締役会31回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、金融、不動産業界の経験に基づき、適宜、必要な発言を行っております。
監査役 岡 崎 鶴 男	当事業年度に開催された取締役会31回のうち30回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、警視庁勤務における幅広い経験に基づき、当社の反社会的勢力排除について適宜、必要な発言を行っております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ **非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「コンフォート・レター作成業務」等を委託し、その対価を支払っております。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

- (1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会の会議の目的といたします。
- (2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査役会は、監査役全員の同意のもと、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、当社取締役会決議において、平成27年5月1日に会社法改正に伴う必要な改定を実施しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等の定めにより会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役就任することにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。

- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反又はその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。
- (11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、事業別に当該事項を整理したチェックリストを作成し、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底するとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当該連結会計年度において、重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会及びグループ経営会議等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

連結貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	42,250,922	流 動 負 債	20,426,024
現 金 及 び 預 金	10,970,044	買 掛 金	619,205
売 掛 金	20,893	短 期 借 入 金	8,059,977
販 売 用 不 動 産	7,600,604	1 年 内 返 済 予 定 の 金	8,026,295
仕 掛 販 売 用 不 動 産	22,221,216	長 期 借 入 金	1,290,800
前 払 費 用	571,742	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,290,800
繰 延 税 金 資 産	146,458	未 払 金	286,583
そ の 他	719,961	未 払 法 人 税 等	1,111,905
固 定 資 産	3,639,029	未 払 消 費 税 等	62,160
有 形 固 定 資 産	1,735,221	前 受 金	591,838
建 物 及 び 構 築 物	969,386	賞 与 引 当 金	13,079
そ の 他	22,789	そ の 他	364,179
土 地	743,045	固 定 負 債	16,143,912
無 形 固 定 資 産	7,703	社 債	267,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,896,104	長 期 借 入 金	15,247,823
投 資 有 価 証 券	610,057	繰 延 税 金 負 債	422,078
破 産 更 生 債 権 等	218,929	そ の 他	207,009
長 期 貸 付 金	369,137	負 債 合 計	36,569,937
そ の 他	931,909	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△233,929	株 主 資 本	9,168,608
資 産 合 計	45,889,952	資 本 金	404,444
		資 本 剰 余 金	1,350,673
		利 益 剰 余 金	7,413,524
		自 己 株 式	△33
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	84,191
		そ の 他 有 価 証 券	80,118
		評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,073
		新 株 予 約 権	67,214
		純 資 産 合 計	9,320,014
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,889,952

連結損益計算書

(平成29年 7 月 1 日から)
(平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	38,742,724
売上原価	30,285,301
売上総利益	8,457,423
販売費及び一般管理費	4,299,970
営業利益	4,157,453
営業外収益	
受取利息	11,498
受取手数料	10,551
解約精算金	2,950
受取地代家賃	18,321
その他の	22,506
営業外費用	
支払利息	436,567
持分法による投資損失	166,185
支払手数料	274,364
為替差損	32,843
その他の	51,519
経常利益	961,479
特別利益	3,261,802
関係会社清算益	16,845
関係会社株式売却益	1,934
税金等調整前当期純利益	18,779
法人税、住民税及び事業税	3,280,581
法人税等調整額	1,362,238
当期純利益	△86,960
親会社株主に帰属する当期純利益	2,005,303
	2,005,303

連結株主資本等変動計算書

(平成29年 7 月 1 日から)
(平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	394,379	1,340,608	5,637,186	△33	7,372,140
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	10,065	10,065			20,130
剰 余 金 の 配 当			△228,964		△228,964
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,005,303		2,005,303
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	10,065	10,065	1,776,338	－	1,796,468
当 期 末 残 高	404,444	1,350,673	7,413,524	△33	9,168,608

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	55,642	11,449	67,092	72,517	7,511,749
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行					20,130
剰 余 金 の 配 当					△228,964
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					2,005,303
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	24,475	△7,375	17,099	△5,302	11,796
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	24,475	△7,375	17,099	△5,302	1,808,265
当 期 末 残 高	80,118	4,073	84,191	67,214	9,320,014

貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,422,688	流動負債	1,435,284
現金及び預金	1,441,103	1年内返済予定の長期借入金	243,204
前払費用	24,400	1年内償還予定の社債	1,000,000
繰延税金資産	3,855	未払金	125,055
短期貸付金	855,000	未払費用	17,330
1年内回収予定の長期貸付金	22,400	未払法人税等	15,389
未収還付法人税等	48,507	未払消費税等	22,114
敷金及び保証金	1,688	預り金	8,612
その他	25,732	賞与引当金	1,434
固定資産	2,884,760	その他	2,143
有形固定資産	63,054	固定負債	1,456,407
建物	38,272	長期借入金	1,444,392
構築物	20,827	繰延税金負債	12,015
その他	3,955	負債合計	2,891,691
無形固定資産	641	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,821,063	株主資本	2,321,317
投資有価証券	157,816	資本金	404,444
関係会社株式	1,877,145	資本剰余金	1,350,673
関係会社長期貸付金	717,600	資本準備金	291,244
破産更生債権等	132,139	その他資本剰余金	1,059,429
敷金及び保証金	125,508	利益剰余金	566,233
その他	12,993	その他利益剰余金	566,233
貸倒引当金	△202,139	繰越利益剰余金	566,233
資産合計	5,307,448	自己株式	△33
		評価・換算差額等	27,224
		その他有価証券	27,224
		評価差額金	
		新株予約権	67,214
		純資産合計	2,415,756
		負債・純資産合計	5,307,448

損 益 計 算 書

(平成29年 7 月 1 日から)
(平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,647,854
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		1,647,854
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,001,637
営 業 利 益		646,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	42,208	
そ の 他	298	42,506
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,964	
社 債 利 息	27,123	
社 債 発 行 費 用	31,568	
為 替 差 損	3,615	90,271
経 常 利 益		598,451
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	59,826	59,826
税 引 前 当 期 純 利 益		538,625
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69,472	
法 人 税 等 調 整 額	8,722	78,194
当 期 純 利 益		460,430

株主資本等変動計算書

(平成29年 7 月 1 日から)
(平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	394,379	281,179	1,059,429	1,340,608	334,768	334,768	△33	2,069,722
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	10,065	10,065		10,065				20,130
剰 余 金 の 配 当					△228,964	△228,964		△228,964
当 期 純 利 益					460,430	460,430		460,430
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)								
事業年度中の変動額合計	10,065	10,065	－	10,065	231,465	231,465	－	251,595
当 期 末 残 高	404,444	291,244	1,059,429	1,350,673	566,233	566,233	△33	2,321,317

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	10,467	10,467	72,517	2,152,706
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				20,130
剰 余 金 の 配 当				△228,964
当 期 純 利 益				460,430
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)	16,757	16,757	△5,302	11,454
事業年度中の変動額合計	16,757	16,757	△5,302	263,049
当 期 末 残 高	27,224	27,224	67,214	2,415,756

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月9日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 文 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月9日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 文 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月17日

株式会社THEグローバル社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	三	枝	龍次郎	㊟
社外監査役	後	藤	勇	㊟
社外監査役	岡	崎	鶴男	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は337,933,100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	ながしま ひでかず 永 嶋 秀 和 (昭和45年11月6日)	平成7年4月 扶桑レクセル株式会社(現 株式会社大京)入社 平成10年11月 有限会社グローバル住販 代表取締役 平成11年2月 同社を株式会社グローバル住販に組織変更 代表 取締役社長 平成18年6月 株式会社ヒューマンヴェルディ(現 株式会社グロ ーバル・キャスト) 代表取締役社長 平成18年9月 株式会社エルシード(現 株式会社グローバル・エ ルシード) 取締役 平成21年7月 株式会社エルキャスト(現 株式会社グローバル・ キャスト) 取締役(現任) 平成22年7月 当社 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役(現任) 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役(現任) 平成24年5月 Global Real Management (Singapore) Pte.Ltd. Chairman and Director 平成25年12月 株式会社グローバル投資顧問 取締役(現任) 平成28年4月 株式会社グローバル・ホテルマネジメント 取締役 (現任) 平成28年12月 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director(現任) 平成29年10月 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役会長 (現任)	2,395,600株
[取締役候補者とした理由] 永嶋秀和は、当社の前身である株式会社グローバル住販を平成10年に創業以来、強力なリーダーシ ップと実行力により、事業領域及び事業規模の拡大に尽力し、グループ各社を設立、牽引。平成28年、 東京証券取引所市場第一部上場を果たすなど当社の経営には欠くことのできない存在であります。ま たグループの中長期的経営戦略や当社の基盤事業において、豊富な知識と高い見識の下、新規領域への 事業拡大を推し進めました。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたる ことが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	なが しま やす お 永 嶋 康 雄 (昭和38年3月28日)	昭和61年4月 タカラストンダード株式会社 入社 平成元年10月 株式会社大京 入社 平成3年9月 株式会社住宅建設 入社 平成7年7月 株式会社エコーハウジング（現 株式会社ランド コンサルジャパン）代表取締役社長 平成10年9月 有限会社シー・アール・エス（現 株式会社グロー バル住販）代表取締役社長 平成13年11月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エ ルシード）監査役 平成14年8月 同社 代表取締役社長（現任） 平成22年7月 当社 取締役（現任） 平成28年2月 GF KOTOBUKI CO., LTD. Director（現任）	241,300株
[取締役候補者とした理由] 永嶋康雄は、企業経営の経験と高い経営視座を有し、当社子会社、株式会社グローバル・エルシードの 社長として、グループの基盤事業であるマンション事業及びホテル事業拡大に尽力し、新規参入したホ テル事業開発においては主導的な役割を担っております。また、一般社団法人全国住宅産業協会の理事 を務め、社外活動にも積極的に取組んでおります。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏 が引き続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おく だ て る ひさ 奥 田 晃 久 (昭和45年12月25日)	平成5年4月 松井建設株式会社 入社 平成8年4月 株式会社大徳工務店 入社 平成11年4月 株式会社グローバル住販 入社 平成11年10月 同社 取締役 平成14年1月 同社 専務取締役 平成17年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式 会社グローバル・ハート）代表取締役社長 平成22年7月 株式会社グローバル住販 代表取締役社長（現任） 平成28年9月 当社 取締役（現任）	174,600株
[取締役候補者とした理由] 奥田晃久は、当社の前身である株式会社グローバル住販への入社当初より、建設業界での実績と経験、 専門知識を有し、取締役として業容の拡大に尽力し、現在は当社子会社、株式会社グローバル住販の社 長を務め、グループのフィーズビジネス部門である販売事業及び収益事業においての主導役員としてグル ープの発展に重要な役割を担っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続 き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	よし だ おさむ 吉 田 修 (昭和41年2月11日)	平成2年4月 株式会社大京 入社 平成11年5月 株式会社グローバル住販入社 業務部長 平成13年11月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 代表取締役社長 平成14年9月 株式会社グローバル住販 取締役業務部長 平成18年7月 同社 取締役管理部長 平成19年4月 同社 取締役財務経理部長 平成22年7月 当社 取締役財務経理部長 平成22年7月 株式会社グローバル・エルシード 取締役 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役（現任） 平成23年1月 当社 取締役管理部長（現任） 平成24年10月 株式会社グローバル・エルシード 取締役管理部長（現任） 平成25年11月 株式会社グローバル・キャスト 取締役管理部長（現任） 平成26年8月 株式会社グローバル住販 取締役管理本部長 平成28年4月 株式会社グローバル・ホテルマネジメント 取締役（現任） 平成28年7月 株式会社グローバル住販 取締役財務経理部長（現任） 平成28年12月 株式会社イタルグルメ 取締役（現任） 平成29年9月 サキア・グローバルホテル株式会社（現 アンゴホテルズ株式会社 取締役（現任）	86,800株
[取締役候補者とした理由] 吉田修は、平成11年の当社前身である株式会社グローバル住販への入社より、財務・経理・総務等の業務に携わり、主にグループの管理部門担当役員としての任務を通じて、豊富な経験と高度な知識を有しており、当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	お か だ か ず お 岡 田 一 男 (昭和45年8月21日)	平成8年10月 星税務会計事務所 入所 平成11年9月 株式会社グローバル住販 入社 平成17年7月 同社 経営企画室長 平成19年3月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード）取締役（現任） 平成22年7月 当社 取締役経営企画室長（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル住販 取締役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 取締役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・ハート 取締役（現任） 平成29年9月 サキア・グローバルホテル株式会社（現 アンゴホテルズ株式会社 監査役（現任）	900株
[取締役候補者とした理由] 岡田一男は、当社グループの経営企画部門に室長として長年携わり、企業価値の向上に努め、専門性の高い知識と経験を有しており、当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	つ じ む ら し げ る 辻 村 茂 (昭和23年6月8日)	昭和46年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 平成6年4月 同社 建設開発部長 平成7年4月 同社 都市住宅事業部長 平成10年4月 同社 建設部門長代行(兼)建設部長 平成12年4月 同社 建設・不動産部門長 平成14年6月 同社 執行役員 建設・不動産部門長 平成16年5月 伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役社長 平成26年6月 同社 代表取締役社長 退任 平成27年9月 当社 社外取締役（現任）	—
[社外取締役候補者とした理由] 辻村茂は、長年にわたり伊藤忠都市開発株式会社のトップを務めた経歴から、総合商社の経営全般に関する知見及び豊富な経験と実績、高い経営視座を有しており、客観的、経営的視点等から当社グループの経営に対し適切な監督、助言を行っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	きたむらあきら 北村 章 (昭和24年9月4日)	昭和47年4月 野村不動産株式会社 入社 平成6年6月 同社 大阪支店長 平成7年6月 同社 取締役住宅企画部長 平成9年6月 同社 取締役流通事業本部長 平成11年6月 同社 常務取締役流通事業本部長 平成13年4月 野村不動産アーバンネット株式会社 代表取締役社 長 平成22年10月 東京不動産業健康保険組合 専務理事 平成25年7月 同組合 特別顧問 (現任) 朝日住宅株式会社 代表取締役専務 平成29年9月 当社 社外取締役 (現任)	—
[社外取締役候補者とした理由] 北村章は、野村不動産グループの取締役及びトップとしての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、様々な視点からの有益な助言を行うなど、当社グループの経営に重要な役割を担っております。当社の持続的成長を確実なものにするために、同氏が引続き経営にあたるのが企業価値の向上、株主共同の利益に資するものと判断いたしました。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 辻村 茂及び北村 章は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 当社の社外取締役に就任してからの年数

辻村 茂及び北村 章は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、それぞれ3年及び1年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

辻村 茂及び北村 章は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は両氏との間に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 辻村 茂及び北村 章は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	三枝 龍次郎 (昭和19年8月27日)	昭和43年4月 株式会社日本勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成元年7月 株式会社オリエントコーポレーション 出向 平成3年9月 株式会社オリエントコーポレーション 常務取締役 平成14年6月 東京リース株式会社 管理部長 平成18年9月 株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社ハートウェルス・マネジメント（現株式会社グローバル・ハート） 監査役（現任） 平成18年9月 株式会社グローバル住販 監査役（現任） 平成22年7月 当社 常勤社外監査役（現任） 平成22年7月 株式会社グローバル・キャスト 監査役（現任） 平成25年12月 株式会社グローバル投資顧問 監査役（現任） 平成28年4月 株式会社グローバル・ホテルマネジメント 監査役（現任）	12,000株
[社外監査役候補者とした理由] 三枝龍次郎は、金融機関において長年にわたり培われた豊富な知識と、経営に携わった経験に基づく客観的な見地から当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益なご助言やご指導をいただけるものと判断し、引続き同氏を社外監査役候補者としたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式 数
2	ごとう いさむ 後藤 勇 (昭和15年6月6日)	昭和38年4月	株式会社日本勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行	4,000株
		平成5年1月	日本土地建物株式会社 常務取締役	
		平成11年6月	日産建設株式会社 監査役	
		平成15年1月	日本土地建物販売株式会社 監査役	
		平成18年1月	同社 非常勤顧問	
		平成18年5月	株式会社グローバル住販 監査役（現任）	
		平成18年9月	株式会社エルシード（現 株式会社グローバル・エルシード） 監査役（現任）	
		平成18年9月	株式会社ハートウェルス・マネジメント（現 株式会社グローバル・ハート） 監査役（現任）	
		平成22年7月	当社 社外監査役（現任）	
		平成22年7月	株式会社グローバル・キャスト 監査役（現任）	
[社外監査役候補者とした理由] 後藤勇は、長年にわたる金融に関する広い経験と高い見識に加え、建設、不動産業界における取締役としての豊富な経験等により当社グループが手がける事業領域に関して、高い見識を有していることから、当社グループの経営に対し、適切かつ有益なご助言やご指導をいただけるものと判断し、引続き同氏を社外監査役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式 数
3	新任 小林 一久 (昭和27年9月26日)	昭和43年10月 平成20年9月 平成23年2月 平成24年9月 平成24年10月 平成29年10月	警視庁 入庁 同庁 浅草警察署 副署長 同庁 千住警察署長 退官 エームサービス株式会社 入社 同社 非常勤顧問（現任）	—
	[社外監査役候補者とした理由] 小林一久は、警視庁における要職を歴任された豊富な経験と反社会的勢力排除、その他危機管理等に幅広い見識を有していることから、当社グループ全体の経営に対し、適切かつ有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。 なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三枝龍次郎、後藤勇及び小林一久は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 当社の監査役に就任してからの年数

三枝龍次郎及び後藤勇は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ8年2か月となります。また、小林一久は新任の社外監査役候補者になります。

(2) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

三枝龍次郎及び後藤勇は、現在当社の社外監査役であり、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は両氏との間に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は同氏らとの間の上記契約を継続する予定であります。

また、小林一久は新任の社外監査役候補者であり、原案どおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 三枝龍次郎及び後藤勇は、上記略歴に記載のとおり、現在当社子会社の監査役であります。
5. 三枝龍次郎及び後藤勇は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、小林一久は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 当社の業容拡大を鑑み、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更いたしたく、審議をお願いするものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (1) ～ (10) （条文省略） (11) ホテル・旅館業、及び寮・寄宿舎・ゲストハウスの運営、管理及び経営 (12) ～ (30) （条文省略） (新 設) (新 設) (新 設) (31) 前各号に付帯関連する一切の業務 2. （条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (1) ～ (10) （現行どおり） (11) ホテル・旅館業、及び寮・寄宿舎・ゲストハウス・<u>有料老人ホーム・ケアハウス・高齢者用住宅</u>の運営、管理及び経営 (12) ～ (30) （現行どおり） <u>(31) ペットホテル、ペットサロン、ペットケアサービス、ペットシッター、老犬介護施設、犬の訓練施設の経営</u> <u>(32) ペット用品の企画及び販売</u> <u>(33) 貸金業</u> <u>(34) 前各号に付帯関連する一切の業務</u> 2. （現行どおり）

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

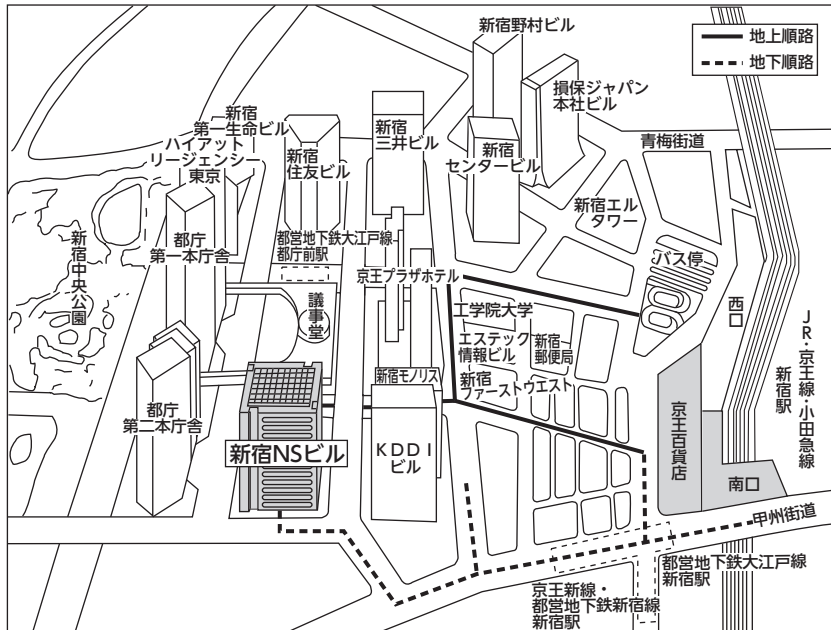
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ホールA・B



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南口・西口」より徒歩7分

都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩6分

都営地下鉄線（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。